

## 仕様書

### 1 業務名

令和 3 年度菊池市本庁舎等公共施設の電力供給業務

### 2 仕様

#### (1)対象施設（需要場所）

別紙 1～3 のとおり

#### (2)契約種別

- ア 高压電力
- イ 低压電力
- ウ 低压電灯

#### (3)契約電力・契約容量・契約電流及び予定使用電力

- ア 契約電力（高压電力・低压電力）  
契約上使用できる最大電力（kW）
- イ 契約容量（低压電灯）  
契約上使用できる最大容量（kVA）
- ウ 契約電流（低压電灯）  
契約上使用できる最大電流（A）

#### (4)電化厨房設備

別紙 1「施設一覧(高压電力)」のとおり

#### (5)予定総使用電力量 12,337,600kWh/年

※月別の予定使用電力量は別紙 1～3 のとおり。

※実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることがあるものとする。

#### (6)使用期間

令和 3 年 4 月計量日又は検針日から令和 4 年 4 月計量日又は検針日の前日まで

#### (7)単位及び端数処理

料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次の通りとする。

（高压電力、低压電力）

- ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入する。

- イ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入する。
- ウ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入する。
- エ 料金その他の計算における合計金額の単位は 1 円とし、その端数は切り捨てる。
- オ 低圧電力について、契約電力及び最大使用電力の単位は、1 キロワットとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。但し、契約者の供給条件等において、契約電力として算定された値が 0.5 キロワット以下となるときは、契約電力を 0.5 キロワットとする。

(低圧電灯)

- ア 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入する。
- ウ 契約電流は、5 アンペア、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとする。
- エ 使用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は小数点以下第 1 位を四捨五入する。
- オ 力率の単位は、1 パーセントとし、その端数は、小数点以下第 1 位を四捨五入する。
- カ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1 円とし、その端数は切り捨てる。

3 その他

- ア 力率は、契約期間中において高圧電力は 100%を、低圧電力は 90%を保持する予定。
- イ 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他の供給条件については、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件、選択供給条件及び電気供給条件による。
- ウ 料金の請求は、原則、各施設の所管部署ごとに直接行うものとし、その詳細については、各所管部署と協議を行うこと。
- エ 支払いについては、請求書を受理した日から起算して 30 日以内に支払うこととする。ただし、契約者の供給条件に支払期日の定めがある場合は、供給条件により支払うものとする。
- オ 電力量等の検針に必要な機器の準備、交換作業等については調整が必要な場合には、需要場所を管内とする一般送配電事業者と調整すること。
- カ この仕様書に定めない事項については、需要場所を管内とする旧一般電気事業者が定める標準供給条件、選択供給条件及び電気供給条件による。